

第 6177 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月10日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 青色専従者の要件

Q : 私は青色申告をしている個人事業者です。娘がお店を手伝ってくれることになりましたので、給与を出そうと思っています。家族に給与を支払うときは、一定の要件を満たさないといけないそうですが、どのようなになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

所得税では、事業主が生計を一にする配偶者や親族に支払う給与の額は、原則として必要経費に算入することはできませんが、次の要件を満たす青色事業専従者に対して支払う給与については、その者の労務の対価として相当であると認められる金額を必要経費として算入することが認められています。青色事業専従者の要件は、次のとおりです。

- ① 事業主が不動産所得、事業所得、山林所得を生ずる事業を営んでいること
- ② その業務に従事する配偶者や親族（青色事業専従者）が15歳以上であり、かつ、その年を通じて6ヶ月を超える期間（結婚等により年を通じて従事することができない場合には従事することができる期間の2分の1を超える期間）その業務に専ら従事していること
- ③ 事業主が適用を受けようとする年の3月15日（その年1月16日以後新たに青色事業専従者を有することとなった場合には、その有することとなった日から2月以内）までに、青色事業専従者の氏名、職務の内容、給与の額、支給時期など必要事項を記載した書類を税務署長に提出していること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

